

公立大学法人静岡文化芸術大学将来構想検討委員会規程

(目的)

第1条 公立大学法人静岡文化芸術大学将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）は、理事長の諮問機関として静岡文化芸術大学の中・長期的な将来構想を検討することを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（非常勤を除く）
- (3) 副学長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 文化・芸術研究センター長
- (7) 教務部長
- (8) 学生部長
- (9) キャリアセンター長
- (10) 図書館・情報センター長
- (11) 国際交流センター長
- (12) 入学試験・高校大学連携センター長
- (13) 地域連携センター長
- (14) 各学科長
- (15) 事務局長
- (16) 事務局次長
- (17) その他理事長が必要とする者

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、理事長に提言又は報告する。

- (1) 設置理念の実現化方策
- (2) 中期計画
- (3) 大学院の設置
- (4) 教育課程
- (5) 組織運営体制
- (6) その他必要な事項

(委員の任期)

第4条 第2条第16号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学長を、副委員長には理事(総務担当)を充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長が職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し議長となる。

2 会議は委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 議長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要あるときは特定の事項について審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会については別に定める。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、戦略企画室及び当該所掌事項を所管する室において処理する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、令和７年１０月８日から施行する。

附 則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。